

千葉県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により千葉県立病院未収金回収業務を次のとおり委託したので、同法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和2年8月28日

千葉県病院事業管理者 寺井 勝

1 委託する相手方

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル4階
弁護士法人ブレインハート法律事務所
代表社員 菅野 晴隆

2 委託する事務の内容

一定期間を経過しても未収となっている患者負担分に係る診療費の回収業務等

3 委託期間

令和2年8月20日から令和3年3月31日まで